

「資本性借入金」の積極的活用について

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、今般の急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められているところである。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、今般、金融検査マニュアルの運用の明確化を行うこととしている。

1. 金融検査マニュアルの運用明確化

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」（「資本性借入金」）について、「資本」とみなすことができる条件を、以下のとおり明確化する。

現行	明確化後
<p>○特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる旨を記載。</p> <p>○当該貸付制度の商品性は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 15年 <p>[金利設定]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業績悪化時の最高金利0.4% <p>[劣後性]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無担保（法的破綻時の劣後性）	<p>○「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる<u>条件を直接明記。</u></p> <p>○条件は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5年超 <p>[金利設定]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「<u>事務コスト相当の金利</u>」の設定も可能 <p>[劣後性]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 必ずしも「<u>担保の解除</u>」は要しない（但し、一定の条件を満たす必要）

2. 効果

- ・ 今般の措置により、例えば、震災の影響で資本が毀損している企業であっても、既存の借入金を「資本性借入金」の条件に合致するよう変更（DDS：デット・デット・スワップ）することにより、バランスシートが改善し、結果として、金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待される。
- ・ また、関係省庁等においては、今般の措置も踏まえ、本スキームを前提とした以下のような制度を構築する予定である。
 - － 政府系金融機関による「災害対応型劣後ローン」の供給（三次補正）
政府系金融機関が、旧債務の負担等により新規融資を受けることが困難な被災中小企業に対して、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンを供給。
 - － 「産業復興機構」等による被災企業の旧債務の「資本性借入金」への転換
被災県に設立される「産業復興機構」が、被災企業の旧債務を民間金融機関等から買い取り、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンに転換。また、「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権については、本スキームの条件も考慮しつつ、今後、関係機関において取扱いを検討。
- ・ さらに、民間の様々な主体においても、本スキームを積極的に活用することが期待される。

[活用例]

- － 日本政策投資銀行と地方銀行との連携ファンド等による活用
日本政策投資銀行と地方銀行とが連携して設立したファンド等が、劣後ローンを供給する場合においても、条件面で、より弾力的な対応が可能に。
- － 被災企業を支援する小口出資ファンドによる活用
小口出資ファンドのような匿名組合出資方式のファンド等においても、本スキームを活用することが可能。

3. 周知等

「資本性借入金」の積極的な活用を促進するため、以下のとおり、今般の措置の周知徹底を図ることとする。

金融機関に対しては、

- ・ 金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用を要請。
- ・ 被災地においても、説明会を開催。

中小企業等に対しては、

- ・ 中小企業関係団体を通じて、広報を実施。
- ・ 全国の財務局においても、説明会を開催。